

役務契約書（単価契約）（案）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年6月 日に交付した役務契約約款によって、公正な役務契約を締結し信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	林道除草単価契約（米代東部森林管理署管内林道維持修繕）
案件内容・仕様	別紙1、別紙2のとおり
契約金額 （税込み）	金円 （うち消費税及び地方消費税相当額円）
履行期限	契約締結日の翌日～令和8年10月20日
履行場所	別紙3のとおり
契約保証金	免除
備考	特約事項 別紙4のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長 鉢村 勉

受注者

仕様書

(林道除草)

1. 約款第 4 条の契約の保証については、免除とする。
2. 約款第 8 条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
3. 作業延長の確認については、発注者は、受注者の作業の内容について、距離を単位として、作業開始及び終了の距離、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 発注者の認めない作業場所、発注者の責に帰さない事由による作業休止時間及び休憩時間は、作業に算入しないものとする。
4. 約款第 17 条の検査及び引渡しについては、発注者は、作業実績に基づいて、3 の規定により確認された作業延長数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から 30 日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。
 - 2 前項の支払いの対象となる作業延長はm又はk mを単位とし、m以下は四捨五入するものとする。ただし、k mは少数第 1 位 (100m) までを採用し、小数第 2 位 (10m) は四捨五入するものとする。

【別紙2】

契 約 内 訳 書

林道除草単価契約（米代東部森林管理署林道維持修繕）

機 種 等	規 格		作業予定		契約単価 (円)	金額 (円)	備考
林道除草（機械）	0.28	m3	15,000	m			クサカルゴン
バックホウ輸送費（0.28m ³ ）	10 kmまで		0.5	回			
バックホウ輸送費（0.28m ³ ）	10 kmを超え20 kmまで		2.0	回			
バックホウ輸送費（0.28m ³ ）	20 kmを超え30 kmまで		1.0	回			
バックホウ輸送費（0.28m ³ ）	30 kmを超え40 kmまで		1.5	回			
計							

【別紙3】

内訳明細書

林道除草単価契約（米代東部森林管理署林道維持修繕）

単位：m

森林事務所	予定路線	林道除草延長(m)	備 考	
長木・矢立	矢立	1,500	大館市役所から	20kmまで 0.5
	小計	1,500		
羽立・越山	内町支線	1,800	自走	
	小計	1,800		
岩野目・高岨	薄市支線	500	矢立から	40kmまで 0.5
	寄沢	1,000	自走	
	小計	1,500		
鷹巣	大舟沢	1,800	薄市支線から	30kmまで 0.5
	小計	1,800		
七日市	ブドウ沢	500	大舟沢から	30kmまで 0.5
	牛沢	1,000	ブドウ沢から	40kmまで 0.5
	小計	1,500		
扇田東・扇田西	炭谷林道	1,800	牛沢から	20kmまで 0.5
	小計	1,800		
八幡平	夜明島林道	1,500	炭谷林道から	20kmまで 0.5
	小計	1,500		
花輪・柴内	瀬の沢林道	1,800	夜明島林道から	20kmまで 0.5
	小計	1,800		
大湯	荒川林道	1,800	瀬の沢林道から	40kmまで 0.5
	小計	1,800		
			小坂町役場まで	10kmまで 0.5
	計	15,000		

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数（回）	備考
バックホウ 0.45 m3	10 kmまで	0.5	
バックホウ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	2.0	
バックホウ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	1.0	
バックホウ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	1.5	
計		5.0	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0回とし、片道の場合は0.5回とする。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第 11 条により対応する。